

町税、保険料、上下水道使用料、住宅使用料などの納付は、

便利で手軽な口座振替で!!

◆口座振替制度とは

納入される方が指定した金融機関の口座から、種別ごとに指定された日に自動的に引き落としする制度です。

うつかり納期を忘れることもなく、毎回金融機関や役場などに足を運んでいただく手間が省けるため、大変便利な制度です。

「便利・安心・確実」な口座振替をぜひご利用ください。

◆利用できる金融機関

鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取信用金庫、鳥取いなば農協、鳥取県信漁連、ゆうちょ銀行各本店及び支店

◆申し込み方法

口座振替依頼書に必要事項を記入、押印（通帳登録印）し、役場又は町内の各金融機関の窓口に申し込みされるか、郵送してください。

（口座振替依頼書は、役場又は町内の各金融機関の窓口にあります。）

◆申し込み手続きに必要なもの

預金通帳、通帳登録印

★口座振替できる種別の一覧、取扱担当課及び電話番号

種 別	取 扱 担 当 課	電 話 番 号
水道使用料	環境水道課	73-1567
下水道使用料		
住宅使用料（町営・県営）		
後期高齢者医療保険料	住民生活課	73-1415
保育所保育料		
介護保険料	福祉課	73-1333
訪問看護ステーション利用料	健康対策課	73-1322
奨学資金償還金	教育委員会事務局	73-1301
町県民税（普通徴収）		
固定資産税		
軽自動車税	税務課	73-1413
国民健康保険税		

口座振替 Q&A

Q 現在振替をしている口座を変更したいときは？

A お手数ですが、改めて口座振替依頼書を提出してください。

Q 現在振替をしている種別を変更（追加、中止）したいときは？

A お手数ですが、改めて口座振替依頼書を提出してください。

Q 住所が変更になったときは？

A 種別の取扱担当課にご連絡をお願いいたします。

Q 振替手数料は、かかりますか？

A 一切かかりません。

Q 預金不足の場合はどうなるのか？

A 振替不能となり、口座振替の取扱ができないなります。改めて発行した納付書により金融機関等で納入してください。

Q 手続をしていつから口座振替となりますか？

A 原則、受付日が月の15日までのものは翌月以降に、16日以降のものは翌々月以降に到来する納期から開始します。